

特別支援教育の充実を求める意見書

南会津郡には以前より特別支援学校等の施設がないため、各町村や各学校による対応や各施設、特別支援教育センターや児童相談所等の関係機関の支援により、特別支援教育を必要とする児童生徒への教育を実施してまいりました。

しかし、特別支援が必要な児童生徒の将来的自立のためには、中学校の特別支援学級卒業後の就労訓練が望まれておりますが、南会津郡に特別支援学校（高等部）が設置されていないことから、本町の児童生徒は、親元を離れ遠隔地の学校へ就学せざるを得ない現状は大きな課題であります。

また、本町のこうした厳しい現状は、本県の第6次総合教育計画で謳っている「地域で共に学び、共に生きる教育」の基本理念からは程遠い状態にあります。

つきましては、児童生徒の自立支援のために特別支援教育の充実が急務であることから、下記の事項について特段のご配慮をお願い致します。

記

1. 特別支援学校（高等部）の設置

本町から通学可能な県立高校等の空き教室を利用して、特別支援学校（高等部）を設置すること。また、高等部の設置後、特別支援学校への就学が望ましい児童生徒が増加した場合は、随時小学部、中学部も開設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月17日

福島県知事 内堀雅雄 様
福島県教育長 鈴木淳一 様

只見町議会議長 齋藤邦夫